

合併協議会だより

編集・発行 / 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

〒793-0023 西条市明屋敷60

TEL(0897)58-2735 FAX(0897)58-2778

E-mail:gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

住所の表示が変わることによる手続きは… No.2

平成16年11月から住所の表示が現在の「東予市」、「周桑郡丹原町」、「周桑郡小松町」から「西条市」に変わることにより、官公署等で住所表示変更手続きが必要になる場合があります。現在、各方面に照会し確認中ですので、市民の皆さんに密接に関係する項目について順次お知らせします。第2回目は国関係(抜粋)です。

【不動産登記関係】

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		・所在変更の手続きは必要ありません。	
不動産の所有者、抵当権者、地上権者、賃借権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	土地・建物の登記簿等に東予市、丹原町及び小松町の住所で登記されている方	<ul style="list-style-type: none"> 合併により、所有者等の住所の表示が変わりますが、合併前の市町名を新しい市名に読み替える規定(不動産登記法第59条)があります。旧住所のままで差し支える場合は、登記名義人(所有者等)の住所変更登記(非課税)を申請してください。 登記申請書の用紙は、平成16年11月1日以降、松山地方方法務局西条支局に備え付けてあります。登記の申請については、松山地方方法務局西条支局に申請してください。 	松山地方方法務局 西条支局 (代表)0897-56-0188 又は、不動産の所在地を管轄する法務局
会社等(商業登記簿・法人登記簿等)の本店及び主たる事務所と代表者の住所	東予市、丹原町及び小松町に所在する会社等及びその代表者	<ul style="list-style-type: none"> 商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で変更します。支店及び従たる事務所(以下「支店等」という。)の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請することとなります。(非課税) 代表者の住所についても、上記と同様に法務局が職権で変更します。 	松山地方方法務局 西条支局 (代表)0897-56-0188 又は、本店等及び支店等の所在地を管轄する法務局

【自動車検査証関係】

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
自動車検査証	二輪の軽自動車(126cc~250cc)、二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所変更を行ったうえ(無料)で手続きをしてください。	四国運輸局愛媛運輸支局登録部門 (直通)089-956-1562
軽自動車(4輪)の自動車検査証	左記の検査証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会愛媛事務所 (代表)089-975-6730

【保険年金関係】

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
国民年金・厚生年金保険受給権者の住所(年金証書等)	左記の年金を受給されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	新居浜社会保険事務所 (代表)0897-35-1300
国民年金被保険者・厚生年金保険被保険者の住所(年金手帳等)	左記の公的年金制度に加入されている被保険者	・住所変更の手続きは必要ありません。	今治社会保険事務所 (代表)0898-32-6141